

電波監理審議会（第1052回）議事要旨

1 日 時

平成30年5月9日（水）15:00～16:09

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

櫻田 謙悟委員はテレビ会議システムにより本審議会に出席した。

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、石黒 美幸（会長代理）、林 秀弥、櫻田 謙悟、長田 三紀

(2) 審理官

森 孝、坂口 公一

(3) 幹事

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

渡辺総合通信基盤局長、竹内電波部長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案について

(5.2GHz帯無線LANの利用拡大)

(諮問第14号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

5.2GHz帯無線LANの利用拡大のため、5.2GHz帯無線LAN（アクセスポイント）に登録局制度を導入し、屋外利用等を可能とする制度整備を行うもの。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーシステムの導入)

(諮問第15号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

夜間等においても被災状況等の情報収集が可能な9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーシステムを導入するため、無線設備規則の一部を改正するもの。

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(5. 2GHz帯無線LANの利用拡大及び

9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーシステムの導入)

(諮問第16号)

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

5. 2GHz帯無線LANの利用拡大及び9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダーシステムの導入のため、周波数割当計画を変更するもの。

(4) 指定較正機関の指定について

(諮問第17号)

審議の結果、諮問のとおり指定することが適当との答申をした。

【内容】

インターテックジャパン株式会社を電波法第102条の18第1項の規定に基づいて指定較正機関として指定するもの。

(5) その他

伝搬障害防止区域の指定状況等について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)